産労６９－３号

令和３年４月３０日

　各関係団体の長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県産業労働部長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　板東　博之（公印省略）

文書訂正のお知らせとお詫び

　本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、４月２７日に周知依頼しましたチラシ「さいたま市、川口市の飲食店の皆様へ　埼玉県感染防止対策協力金のご案内（第９期：４月２０日～５月１９日営業時間短縮要請分）」の記載内容に誤りがございました。つきましては、下記のとおり訂正をさせていただきます。

　御迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、正しい内容のチラシを送付いたしますので、再度の周知をお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

＜訂正箇所＞　主な支給要件

　　　　　　　　（誤）　　　　　　　　　　　　　　　　（正）

①原則として、令和３年４月２０日から令和３年５月１１日までの全ての期間において、要請に応じ、夜２０時から翌朝５時までの間の営業を行わず（休業含む）、令和３年４月２０日から令和３年４月２７日までの間、酒類の提供を朝１１時から夜１９時までとしていること、令和３年４月２８日以降、終日酒類の提供を自粛していること。

②原則として、令和３年５月１２日から令和３年５月１９日までの間、要請に応じ、夜２１時から翌朝５時までの間の営業を行わず（休業含む）、酒類の提供を朝１１時から夜２０時までとしていること。

①原則として、令和３年４月２０日から令和３年５月１１日までの全ての期間において、要請に応じ、夜２０時から翌朝５時までの営業を行わず（休業含む）、令和３年４月２８日以降、終日酒類の提供を自粛していること。

②原則として、令和３年４月２０日から令和３年４月２７日及び令和３年５月１２日から令和３年５月１９日までの間、要請に応じ、夜２１時から翌朝５時までの間の営業を行わず（休業含む）、酒類の提供を朝１１時から夜２０時までとしていること。

担　当　産業労働部経済対策担当

電　話　０４８－８３０－３７０２

メール　a3710-16@pref.saitama.lg.jp